

平成27年5月1日

港湾計画書作成ガイドライン（改訂版）の内容の一部変更について

平成26年3月20日に追加した「外内貿コンテナ埠頭計画」の記載内容を一部見直しました。また、国土交通大臣により定められる「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」が平成26年12月19日に変更されたことを踏まえ、標記ガイドラインを下記の通り変更します。

「港湾計画書作成ガイドライン（改訂版）」 新旧対照表

新	旧
【p61 記述例2の次】 <u>記述例2-2 [外内貿コンテナ埠頭計画の記述例①]</u> Ⅲ 港湾施設の規模及び配置 1 公共埠頭計画 1-1 ○○地区 (1) <u>外内貿コンテナ埠頭計画①</u> コンテナ船の大型化に対応する高規格コンテナターミナルを形成するとともに、国際フィーダー航路による集貨を図るなどのために外内貿コンテナを一体的に取扱い、国際競争力の強化を図る。 水深18m 岸壁2バース 延長940m（コンテナ船用）A1～A2 水深16m 岸壁3バース 延長1,200m（コンテナ船用）B1～B3 埠頭用地 107ha （荷捌施設用地及び保管施設用地） なお、効率的な荷役のため、所要の規模のガントリークレーンを設置する。 <u>記述例2-3 [外内貿コンテナ埠頭計画の記述例②]</u> Ⅲ 港湾施設の規模及び配置 1 公共埠頭計画 1-1 ○○地区 (1) <u>外内貿コンテナ埠頭計画①</u> 増大するコンテナ貨物需要に対応するため、外内貿コンテナ埠頭を次のとおり計画する。	【p61 記述例2の次】 <u>記述例2-2 [外内貿コンテナ埠頭計画の記述例]</u> Ⅲ 港湾施設の規模及び配置 1 公共埠頭計画 1-1 ○○地区 (1) <u>外内貿コンテナ埠頭計画</u> コンテナ船の大型化に対応する高規格コンテナターミナルを形成するとともに、国際フィーダー航路による集貨を図るなどのために外内貿コンテナを一体的に取扱い、国際競争力の強化を図る。 水深18m 岸壁2バース 延長940m（コンテナ船用）A1～A2 水深16m 岸壁3バース 延長1,200m（コンテナ船用）B1～B3 埠頭用地 107ha （荷捌施設用地及び保管施設用地） なお、効率的な荷役のため、所要の規模のガントリークレーンを設置する。 <u>(新規)</u>

水深 14 m 岸壁 2 バース 延長 660 m (コンテナ船用) A2～A3

埠頭用地 33 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

なお、効率的な荷役のため、所要の規模のガントリークレーンを設置する。

【参考資料 p6～p25】

2 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針
(平成 26 年 12 月 19 日国土交通省告示第 1167 号)

※交通政策審議会港湾分科会における議論等を経て、交通政策審議会による答申をもとに、上記基本方針は平成 26 年 12 月 19 日に変更されました。最新の基本方針については、同日の官報号外第 286 号あるいは国土交通省交通政策審議会港湾分科会ホームページ(http://www.mlit.go.jp/report/press/port01_hh_000161.html) をご参照下さい。

【参考資料 p6～p25】

2 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針
(平成 26 年 1 月 6 日国土交通省告示第 6 号)

港湾計画書作成ガイドライン（改訂版）の内容の一部変更について

今般、国際コンテナ戦略港湾政策全体を深化させるとともに、取り組みを加速していくために設置された「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会」による「最終とりまとめ（平成26年1月）」において、コンテナターミナル着岸における内航コンテナ船への不利な運用を改善するため、港湾計画上の取扱として「外内貿コンテナ埠頭計画」を導入することとされました。また、国土交通大臣により定められる「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」が平成26年1月6日に変更されたことを踏まえ、標記ガイドラインを下記の通り変更します。

「港湾計画書作成ガイドライン（改訂版）」 新旧対照表

新	旧				
【p57】 （６）公共埠頭計画の本文における記述方法 公共埠頭計画の港湾計画書本文における基本的な記述方法は、次のとおりである。 ① 公共埠頭を配置する「地区名」を記述する。 ② 計画基準省令第８条（係留施設）及び第１０条（旅客施設、荷さばき施設、保管施設等）において考慮することとされている事項のうち、その係留施設並びに埠頭用地で取扱を計画している大宗の取扱貨物品目名、<u>外貿・内貿・外内貿の別</u>、荷姿（コンテナ等）等主要な内容について、簡潔な文章で記述する。この記述は、以下の内容を基本とする。 <table><tr><th>公共埠頭計画の本文における基本的な記述内容</th></tr><tr><td> ● 取扱貨物の品目名 （原則として、９品種に従うものとする。ただし、林産品及び金属機械工業品については、大宗品目名の８１品種（原木、木材チップ、鋼材、完成自動車等）を定める。） ● <u>外貿・内貿・外内貿の別</u> ● 貨物の荷姿（コンテナ等） ● 休憩用、官公庁船用、イベント船用、漁船用などの利用形態 ● 船舶の大型化、クルージング需要等の情勢 ● 施設の再編、再開発、既存の施設の有効利用 ● 企業立地、企業の要請等の情勢 等 </td></tr></table>	公共埠頭計画の本文における基本的な記述内容	● 取扱貨物の品目名 （原則として、９品種に従うものとする。ただし、林産品及び金属機械工業品については、大宗品目名の８１品種（原木、木材チップ、鋼材、完成自動車等）を定める。） ● <u>外貿・内貿・外内貿の別</u> ● 貨物の荷姿（コンテナ等） ● 休憩用、官公庁船用、イベント船用、漁船用などの利用形態 ● 船舶の大型化、クルージング需要等の情勢 ● 施設の再編、再開発、既存の施設の有効利用 ● 企業立地、企業の要請等の情勢 等	【p57】 （６）公共埠頭計画の本文における記述方法 公共埠頭計画の港湾計画書本文における基本的な記述方法は、次のとおりである。 ① 公共埠頭を配置する「地区名」を記述する。 ② 計画基準省令第８条（係留施設）及び第１０条（旅客施設、荷さばき施設、保管施設等）において考慮することとされている事項のうち、その係留施設並びに埠頭用地で取扱を計画している大宗の取扱貨物品目名、<u>外貿内貿の別</u>、荷姿（コンテナ等）等主要な内容について、簡潔な文章で記述する。この記述は、以下の内容を基本とする。 <table><tr><th>公共埠頭計画の本文における基本的な記述内容</th></tr><tr><td> ● 取扱貨物の品目名 （原則として、９品種に従うものとする。ただし、林産品及び金属機械工業品については、大宗品目名の８１品種（原木、木材チップ、鋼材、完成自動車等）を定める。） ● <u>外内貿の別</u> ● 貨物の荷姿（コンテナ等） ● 休憩用、官公庁船用、イベント船用、漁船用などの利用形態 ● 船舶の大型化、クルージング需要等の情勢 ● 施設の再編、再開発、既存の施設の有効利用 ● 企業立地、企業の要請等の情勢 等 </td></tr></table>	公共埠頭計画の本文における基本的な記述内容	● 取扱貨物の品目名 （原則として、９品種に従うものとする。ただし、林産品及び金属機械工業品については、大宗品目名の８１品種（原木、木材チップ、鋼材、完成自動車等）を定める。） ● <u>外内貿の別</u> ● 貨物の荷姿（コンテナ等） ● 休憩用、官公庁船用、イベント船用、漁船用などの利用形態 ● 船舶の大型化、クルージング需要等の情勢 ● 施設の再編、再開発、既存の施設の有効利用 ● 企業立地、企業の要請等の情勢 等
公共埠頭計画の本文における基本的な記述内容					
● 取扱貨物の品目名 （原則として、９品種に従うものとする。ただし、林産品及び金属機械工業品については、大宗品目名の８１品種（原木、木材チップ、鋼材、完成自動車等）を定める。） ● <u>外貿・内貿・外内貿の別</u> ● 貨物の荷姿（コンテナ等） ● 休憩用、官公庁船用、イベント船用、漁船用などの利用形態 ● 船舶の大型化、クルージング需要等の情勢 ● 施設の再編、再開発、既存の施設の有効利用 ● 企業立地、企業の要請等の情勢 等					
公共埠頭計画の本文における基本的な記述内容					
● 取扱貨物の品目名 （原則として、９品種に従うものとする。ただし、林産品及び金属機械工業品については、大宗品目名の８１品種（原木、木材チップ、鋼材、完成自動車等）を定める。） ● <u>外内貿の別</u> ● 貨物の荷姿（コンテナ等） ● 休憩用、官公庁船用、イベント船用、漁船用などの利用形態 ● 船舶の大型化、クルージング需要等の情勢 ● 施設の再編、再開発、既存の施設の有効利用 ● 企業立地、企業の要請等の情勢 等					

③ 計画すべき港湾施設の「規模」を記述する。

④ 埠頭用地の面積は、前面の係留施設と一体的に利用する面積として、荷さばき施設用地及び保管施設用地の面積の合計として定め、そのことが理解されるよう（ ）書きで記述する。

【p61 記述例 2 の次】

記述例 2－2 【外内貿コンテナ埠頭計画の記述例】

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1－1 ○○地区

(1) 外内貿コンテナ埠頭計画

コンテナ船の大型化に対応する高規格コンテナターミナルを形成するとともに、国際フィーダー航路による集貨を図るなどのために外内貿コンテナを一体的に取扱い、国際競争力の強化を図る。

水深 18m 岸壁 2バース 延長 940m (コンテナ船用) A1～A2

水深 16m 岸壁 3バース 延長 1,200m (コンテナ船用) B1～B3

埠頭用地 107ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

なお、効率的な荷役のため、所要の規模のガントリークレーンを設置する。

【参考資料 p6～p25】

2 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針
(平成 26 年 1 月 6 日国土交通省告示第 6 号)

※交通政策審議会港湾分科会における議論等を経て、交通政策審議会による答申をもとに、上記基本方針は平成 26 年 1 月 6 日に変更されました。最新の基本方針については、同日の官報号外第 1 号あるいは国土交通省交通政策審議会港湾分科会ホームページ (http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s302_kouwan01.html) をご参照下さい。

③ 計画すべき港湾施設の「規模」を記述する。

④ 埠頭用地の面積は、前面の係留施設と一体的に利用する面積として、荷さばき施設用地及び保管施設用地の面積の合計として定め、そのことが理解されるよう（ ）書きで記述する。

(新規)

【参考資料 p6～p25】

2 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針
(平成 23 年 9 月 9 日国土交通省告示第 941 号)